

長野県立美術館レストラン・カフェ運営事業者募集要項

長野県立美術館（以下、当館という）では、年間を通じて訪れる多くのお客様により良いサービスを提供するため、本館2階のレストラン及び3階のカフェの運営事業者を募集します。

美術館の魅力を高めるパートナーとして、意欲的で安定した運営を担える方のご応募をお待ちしております。

なお、今回の募集にあたってはレストラン及びカフェの2店舗を一括して運営することができる方を募集しております。各店舗単独での募集は行っておりませんので、ご注意ください。

令和8年2月20日

長野県県民文化部文化振興課
長野県立美術館指定管理者：（一財）長野県文化振興事業団

1 当館の概要

当館は、旧信濃美術館の全面リニューアルを経て、善光寺に隣接する城山公園内に、令和3年（2021年）4月に開館しました。

当館の概要及び近年開館日数および年間来館者数は以下のとおりです。

（1）施設概要

所在地	長野市箱清水1-4-4（城山公園内）
延床面積	13,256.96 m ² ※東山魁夷館含む
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上3階、地下1階
休館日	毎週水曜日及び年末年始（12月28日～1月3日）
開館時間	午前9時から午後5時（入館は午後4時30分まで）
管理運営	指定管理

※なお、隣接する東山魁夷館にはカフェ等の飲食施設はありません。

（2）開館日数及び年間来館者数（実績値）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開館日数（日）	293	308	309	307
来館者数（人）	784,226	887,096	593,772	528,453
内 訳	常設展	117,319	97,665	96,653
	企画展	183,173	238,863	117,422
	学習交流	2,308	8,501	7,548
	ライブラリー	25,011	12,597	9,795
	貸館	30,523	24,696	27,860
	無料ゾーン	425,892	504,774	334,494

※内訳は重複の場合があり、来館者数は延べ人数です。

2 募集店舗の場所

※施設平面図は別添参照

（1）レストラン

場所：2階西側。城山公園および善光寺本堂東側を一望できます。

総面積：約 140 m² (屋外にテラスあり) ※厨房等含む

(2) カフェ

場所：3 階。屋上広場に面しています。

総面積：約 40 m²

3 営業条件等

(1) 運営条件

① 基本的な方向性

- ・当館を訪れる幅広い層のお客様が、鑑賞の余韻に浸れる心地よいサービスと料理を提供し、何度も訪れたくなる魅力ある店舗としてください。

② 当館事業との連携・協力

- ・展覧会と連動したメニューの提供や、3 階レセプションルームで開催される催し（展覧会レセプションや関係団体の利用）等の当館事業に、連携・協力してください。

③ ニーズの反映・新しいニーズの創出

- ・当館を訪れるお客様が気軽に立ち寄ることができるようリーズナブルなメニューも用意するとともに、城山公園を訪れる家族連れ、年間約 600 万人にものぼる善光寺来訪者、近隣の学生や住民の皆様等にもご利用いただくために、メニュー・営業時間等の工夫をしてください。

④ ホスピタリティの維持向上

- ・店舗に対する要望や意見を把握し、お客様に対してきめ細かく柔軟な対応に努め、常に質の高いサービス、ホスピタリティを発揮してください。
- ・商品および店舗ホームページの多言語表示にご協力ください。
- ・バリアフリー化、アレルギー表示（メニュー等）、車いす利用や体の不自由なお客様が利用しやすい店内レイアウトの工夫など、多様なニーズに対応してください。
- ・お客様の利便性向上のため、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）による支払いへの対応を検討してください。

⑤ 長野県産食材等の活用

- ・提供する食事・飲料には、可能な限り、長野県産のものを取り入れるよう努めてください。
- ・地産地消の推進や県産食材・酒・食器の活用など、長野県の多彩な魅力の発信に資する取組みの実施に努めてください。

⑥ ウェブの活用

- ・店舗やメニュー等について、積極的にウェブを利用して広報展開し、当館のウェブサイトとリンクを張るなどして、当館の広報とも連携してください。

(2) 営業日および営業時間

- ① 営業日は当館の開館日とし、営業時間はレストランについては 11 時から 15 時まで、カフェについては 10 時から 16 時までを基本とし、開館時間の範囲内で利用者の利便性を考慮してご提案ください。なお、指定管理者と協議の上で時期・時間帯によりレストランもしくはカフェの一方のみを営業することも可能です。その他、特別なイベント開催時などに、夜間開館日として開館時間の延長等を行う際には、そちらにも対応してください。

- ② レストランは、開館時間外に営業することも可能です。

(3) 営業準備及び営業開始予定時期

店舗内営業準備可能開始時期 令和 8 年（2026 年）3 月下旬以降

営業開始予定時期 令和 8 年（2026 年）4 月以降で営業準備が整い次第

※営業開始の具体的な日時は事業者決定後に指定管理者との協議により決定

(4) 施設・設備等の費用負担について

- ①県において設置した設備（厨房機器、内装、テーブル・椅子等）は別紙「県設置設備・什器一覧」のとおりです。
- ②県において設置した設備以外の設備で運営に必要とお考えのもの、一部調理器具、棚、食器類やレジ、パソコン等の備品、消耗品等は、据付きおよび電源・給排水等の接続を含め事業者の負担となります。
- ③設備（県設置の設備含む）の維持修繕や内装変更等に係る費用は事業者の負担により実施してください。なお、県において設置した設備の更新については県、指定管理者及び事業者の協議の上決定します。
- ④厨房機器設備を持ち込む場合の各種法令手続き及び営業許可申請等に係る費用は、事業者の負担となります。

(5) 各店舗のレイアウトについて

別添の施設平面図における客席・厨房レイアウト図は一例です。客席・厨房内の機器の配置等については変更が可能です。変更に要する経費は事業者の負担とします。

(6) 光熱水費等の負担区分について

光熱水費（電気、上下水道、ガス、冷暖房）のほか、その他の経費（人件費、清掃、消毒、廃棄物処理（グリスフィルター・グリストラップ等の清掃含む）、通信運搬、消耗品、警備、保険料など営業・管理に必要な経費、退去する際の現状復旧費等）は、事業者の負担とします。

(7) 清掃等管理について

当館敷地内の日常的な清掃、樹木・植栽等の散水や維持管理は、指定管理者が行います。レストラン、カフェ内及び食材等の搬入等営業活動で使用した部分の清掃は、事業者で行ってください。ごみの搬出、処理についても事業者の負担とします。ごみ置き場は、当館バックヤード用ごみ置き場と共用です。

(8) 危機管理について

営業区画内における店舗内部については、火災・地震その他災害、事故、盗難その他の不測の事態発生による一切の危険に備えるための損害保険に、事業者の負担により加入してください。事業者は、火災・地震その他災害や事故対応についての危機管理マニュアルを作成し、指定管理者の承認を得てください。

(9) その他

店舗の特徴

①レストラン

- ・店舗へは、館内のルートに加え、南側道路に面したルートから直接訪れることが可能です。
- ・南側道路側には屋外テラス席があり、天気のよい日はテラスで飲食を楽しむお客様にも対応することができます。

②カフェ

- ・当館に入館しないお客様も利用できる屋上広場から、直接カフェにアクセスできます。
- ・当館との事前協議の上、屋上広場での飲み物・軽食等の販売が可能です。屋上広場の積極的な活用に関する提案も歓迎します。（ただし、屋上広場で美術館の主催イベント等が開催される場合には、そちらが優先されます）。

共通事項

- ①レストラン及びカフェでは、テイクアウト販売やアルコールの提供も可能です。ただし、館内での飲食は原則禁止です（屋上広場は飲食可能）。

- ②店舗内はすべて禁煙とし、店舗内及び店舗外に灰皿を設置することも不可とします。
- ③館内及び店舗外での店舗案内等の掲出は、設置場所、設置方法、デザイン等について、指定管理者との協議を必要とします。
- ④商品・材料等の搬入及び店舗内で提供した飲食物等から発生するすべての廃棄物の搬出にあたっては、2階にある搬入駐車場に付設しているごみ置場を利用して下さい。

美術館の活用・連携の例

- ・屋上広場は眺望がよく、美術館に入館しないお客様にもお立ち寄りいただける魅力的なスペースです。イベント開催やお祝い事・お花見・地域行事等との連携など、屋上広場を積極的・効果的に活用し、賑わいを創出することでレストラン・カフェへの集客や収益の増加に繋げることができます。
- ・レストラン・カフェ運営事業者は、当館3階レセプションルームも事前協議の上、パーティーやイベント等の開催にご利用いただけます。なお、屋上広場及びレセプションルームのご利用は無料です。
- ・レストラン・カフェでの飲食提供に加え、美術館との連携によるコラボ商品（例：オリジナルラベルの日本酒・ワイン、関連商品等）の開発・販売を行うことも可能です。美術館との連携により、附加価値の創出やブランド力の向上が期待できます。

4 契約条件

指定管理者と事業者との間で、業務委託契約を締結します。

(1) 契約期間

契約締結日から令和13年（2031年）3月31日までとします。なお、営業開始までの具体的なスケジュールや詳細は、指定管理者と協議の上対応してください。

なお、事業者が希望する場合は、契約期間満了後に契約の更新をすることが可能です。

(2) 管理手数料等

固定の施設使用料は徴収しませんが、レストラン及びカフェとともに、毎月の売上高に5%の割合を乗じて得た額（1円未満は切り捨て）を管理手数料として、指定管理者の指定する方法により期限までに納付してください。上記の歩合は最低限の基準であり、これを超えた歩合の提案も可とします。提案に際しては、金額（管理手数料率）とその収支等の考え方をお示しください。

(3) 売上金等の取り扱い

①日々の売上金は、事業者の責任において管理してください。

②日々の売上額及び月ごとの総売上額を、指定管理者の指定する期日までに、毎月報告してください。

(4) 衛生管理

事業者は、店舗内（バックヤード等も含む）及びその周囲を常に清潔に保ち、飲食物の安全と衛生の確保に万全を期すとともに、委託業務の遂行上必要とされる従業員の健康診断、衛生検査等を適切に実施して、その結果を指定管理者に報告してください。

(5) 準備期間

営業開始日の前日までを営業準備期間とします。なお、準備期間中の管理手数料は不要です。具体的な準備期間については、指定管理者と協議してください。

(6) その他

- ①指定管理者との契約締結後、営業準備期間中に契約を解除する場合には、違約金が発生する可能性がありますので、ご注意ください。
- ②事業者決定後、営業する権利等本契約に基づく一切の権利を他人に譲渡、再委託、担保の用に供することはできません。
- ③事業者は自らの名義と責任をもって、委託業務遂行上的一切の取引を行ってください。

- ④県及び指定管理者は、事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については一切責任を負いません。
- ⑤次の各号に該当するときには、契約を解除、又は変更することがあります。
- ・天変地異等により営業場所が使用不能になったとき
 - ・事業者が契約条件に違反したとき
 - ・事業者が応募者の資格に違反しているとき
 - ・指定管理者が、県から指定管理者としての指定を取り消される等の場合
- ⑥契約期間満了により営業を終了する場合は、契約満了日の9か月前までに指定管理者へ申し出てください。原則として、契約満了日までに事業者の負担で本物件を原状回復して指定管理者に引き渡すこととしますが、契約満了日の1か月以前に最終営業日を設定する場合は、最終営業日から1か月以内に引き渡すこととします。ただし、契約期間満了前に契約を解除する場合には、最終営業日の9ヶ月前に指定管理者へ申し出るとともに、最終営業日から1か月以内に、事業者の負担で本物件を原状回復して指定管理者に引き渡してください。
- ⑦本契約または個別契約に関連して知り得た当館の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その契約締結前および終了後においても、第三者に漏洩してはなりません。
- ⑧営業に関し、保健所、消防署等の許認可を必要とする事項については、事業者の責任において取得してください。
- ⑨当館の安全管理上必要な業務（防災訓練等）に、参加協力してください。

5 応募資格要件

以下の要件をすべて満たす法人又は個人とします。

なお、以下の要件をすべて満たす法人が本件へ応募し、その監督下において、他の法人（新規設立会社含む）又は個人が店舗の運営を行う形態をとることも可とします。その際には、以下の要件をすべて満たす法人に所属している者を責任者として選出し、業務遂行にあたって一切の責任をもって監督してください。（この形態をとる場合には、企画提案書内で業務実施体制について提案し、運営を行う法人又は個人に関する資料も提出してください）

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （4）国税及び地方税の滞納がないこと。
- （5）飲食店を営むにあたり、食品衛生法、薬事法等の関係法令に基づく許認可（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有しているか、営業開始までに確実に取得する見込みがあること。
- （6）令和7年4月1日現在で、3年以上飲食店を営んだ実績又は飲食店に従事した実績があること。
- （7）令和7年4月1日現在で、過去3年間の営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法又は食品製造等取締条例の規定に基づき、営業許可の取り消し、営業の禁止または営業の停止の行政処分を受けていないこと。
- （8）業務遂行のために行う打合せ等（主に当館内で開催予定）に参加できる者であること。

6 現場説明会

希望者を対象として、以下のとおり現場説明会を開催します。参加を希望する者は、所定の参加申込書を提出してください。対象者には、令和8年3月2日（月）までに、現場説明会の開始時刻をご連絡いたします。（本件への応募にあたっては、現場説明会への参加は必須ではありません）

- (1) 対象者 現場説明会参加申込書（様式第1号）を提出した者
- (2) 開催日時 令和8年3月5日（木）
- (3) 開催場所 長野県立美術館（長野市箱清水1-4-4）
- (4) 参加申込 令和8年2月26日（木）までに、現場説明会参加申込書（様式第1号）を、メール、郵送又はFAXで提出してください。
- (5) 提出先

〒381-0801 長野市箱清水1-4-4
長野県立美術館総務課（担当：石坂、白澤）
電話 026-232-0052
ファックス 026-232-0050
メール nam-somu@naganobunka.or.jp

7 応募方法

本件に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、以下の書類を提出するものとします。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第3号）
- ②参加要件具備説明書類（様式第3号の附表）
 - ・納税証明書
 - ・飲食店を営んだ実績又は飲食店に従事した実績を証明する書類
 - ・関係法令に基づく許可証（保有している場合）
- ③誓約書（様式第4号）
- ④法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- ⑤直近3か年分の決算書（法人の場合は損益計算書・貸借対照表など経営実績がわかるもの、個人の場合は所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写しを含む））
- ⑥企画提案書 表紙（様式第5号）
 - ・会社概要（附表1）
 - ・企画提案（附表2）
 - 1 コンセプトとセールスポイント（附表2-1）
 - 2 当館事業との連携、協力（附表2-2）
 - 3 ホスピタリティの維持向上（附表2-2）
 - 4 県産食材等の活用（附表2-2）
 - 5 広報戦略・集客戦略（附表2-2）
 - ・管理手数料率と収支計画（附表3）

※応募時の提案内容にかかわらず、営業日、営業時間、内装改修等は、応募時の企画書を基に県及び指定管理者と協議の上、承認を得て実施することになります。必ずしも企画書どおりに実現できるものではないことをご承知おきください。

- (2) 提出期限 令和8年3月19日（木）午後4時30分（必着）
- (3) 提出部数 7部（原本1部、コピー6部）※郵送・持参の場合
- (4) 提出方法 メール又は郵送・持参とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに下記提出先に到達したものに限ります。また、メー

ル又は郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で下記担当者に確認してください。

(5) 提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県県民文化部文化振興課芸術文化係（担当：黒岩、北島）
電話 026-235-7282
ファックス 026-235-7284
メール geijutsu@pref.nagano.lg.jp

8 審査

運営事業者の選定にあたっては、選定委員会を設置し、審査を行います。審査は、提出書類及びプレゼンテーションにより行う予定です。応募者が多数の場合、事前審査（第一次審査）として企画提案書等の書類審査を行い、プレゼンテーション実施対象者を限定する場合があります。

(1) 審査基準

企画提案は、次の基準に基づいて審査を行い、企画提案内容、本業務を確実に遂行できる能力・体制、収支計画の妥当性等について総合的に評価し、最も高い評価を得た者を、運営事業者として選定します。審査の結果最高点となった者が複数出た場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により運営事業者を選定します。

なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。

評価項目	審査細目	審査のポイント	配点
会社の経営力、業務実績	経営状況 業務実績	・会社規模 ・財務、経営状況 ・飲食店の運営実績 等	15
	地域要件	・県内の本店又は支店・営業所の有無	5
企画提案内容	①コンセプトとセールスポイント	・運営店舗の的確性、実現可能性、独自性 ・ニーズに合ったメニューの種類、価格設定 ・収支計画および利用者の利便性を考慮した営業日、営業時間の設定 ・各店舗の料理責任者の経歴 ・店舗の人員配置、業務の実施体制 等	25
	②当館事業との連携、協力	・当館事業と関連した店舗運営の基本方針 ・当館事業への協力体制 ・当館の集客につながる提案 等	10
	③ホスピタリティの維持向上	・利用者の利便性を高めるための工夫 等	10
	④県産食材等の活用	・県産食材・酒・食器の積極的活用など、長野県の多彩な魅力を発信するための具体的な提案 等	10
	⑤広報戦略・集客戦略	・来館者や城山公園利用者、善光寺参拝客を呼び込むための工夫 等	10
収支計画の妥当性	管理手数料率と収支計画	・管理手数料率の妥当性 ・収支計画の実現可能性 等	15
合計			100

(2) プrezentation審査会について（予定）

① 日時及び会場

日時（予定）：令和8年3月下旬（応募書類の提出期限の概ね1週間前後の日を予定）

会場（予定）：長野県立美術館3階 レセプションルーム

※応募者に対して、別途書面により通知します。

② 実施方法

- ・応募者からのプレゼンテーション時間は 15 分以内とします。
- ・各委員からの質問及び応答は 15 分程度とします。
- ・プレゼンテーション審査会への出席人数は 4 名までとします。

③ 留意事項

- ・プレゼンテーション時、必要に応じて Microsoft Powerpoint 等を用いたスライドをスクリーンへ投影することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは会場に用意しますが、投影操作用のパソコン等必要な機器は、応募者が用意してください。
- ・企画提案書の補足資料等、プレゼンテーション審査会当日の追加資料の提出は認めません。
- ・提出書類等により応募資格要件を満たさないことが確認された場合は失格となり、プレゼンテーション審査会に参加することはできません。その際には、失格である旨及びその理由を、プレゼンテーション審査会の 2 日前までに通知します。

(3) 審査結果の公表に関する事項

審査結果は、プレゼンテーション審査会の参加者全員に文書で通知します。文書は令和 8 年 3 月下旬以降に発出する予定です。

(4) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効になります。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②本要項等の条件を満たさない場合
- ③提出した書類に虚偽の内容を記載した場合およびプレゼンテーション審査会において虚偽の説明をした場合
- ④審査の公平性に影響を与えるような行為、又はその疑いのある行為をした場合

(5) その他の留意事項

- ①参加申込書の提出をもって、本要項の記載事項に同意したものとみなします。
- ②必要に応じて、応募資格要件に関する照会を行う場合があります。
- ③参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ④一参加者が複数の企画提案書を提出することはできません。
- ⑤提出期限後の企画提案書等の書類の変更、差し替えもしくは再提出はできません。（ただし、誤字・脱字等の軽微なものを除く。）
- ⑥提出された企画提案書等は、審査の結果にかかわらず、返却いたしません。
- ⑦企画提案書等の著作権は応募者に帰属します。ただし、運営事業者の選定を行う作業に必要な範囲内で、県が複製することができます。また、運営事業者に選定された応募者の提出書類については、県が必要と認める場合には、その一部または全部を無償で使用できるものとします。
- ⑧企画提案書等の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション審査会の参加に係る費用は、応募者の負担とします。
- ⑨応募者が 1 者の場合でも審査を行います。

9 質問の受付及び回答

①受付場所 7 (5) に同じ。

②受付期限 令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 4 時 30 分（必着）

③受付時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

④受付方法 質問書（様式第 2 号）をメールにより提出するものとします。

⑤回答方法 長野県公式ホームページで随時公表します（最終回答期限：令和8年3月13日（金））。企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、当該質問者に対してはメールにより回答します。

⑥留意事項

ア 電話や来訪による口頭での質問および受付時間外の質問は受け付けません。

イ 企画提案書等の審査に関する質問や他の者からの申し込み状況等に関する質問は受け付けません。

10 運営事業者選定スケジュール（予定）

令和8年 2月20日（金）	公告・応募書類等受付開始
2月20日（金）	質問受付開始
2月26日（木）	現場説明会参加申込書提出期限
3月5日（木）	現場説明会開催
3月10日（火）	質問受付期限
3月13日（金）	質問回答期限
3月19日（木）	応募書類等提出期限
3月下旬	選定委員会による運営事業者選定（プレゼンテーション審査会）
3月下旬以降	選定結果通知、指定管理者と契約締結
令和8年 4月以降	運営開始（営業開始時期については運営事業者選定後、協議により決定）